

◎新潟県告示第65号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年1月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
十交介護センター	十日町市本町2丁目 220番地	十日町市子220番地	十日町市本町2丁目 220番地	H25.11.18
上越総合病院居宅介護 支援事業所	上越市大道福田560番 地	上越市大道福田200 番地1	上越市大道福田560 番地	H25.12.7
介護老人保健施設アル カディア上越				
訪問看護ステーション テnder上越				